

いじめに対する基本認識

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

小野中学校では、教育活動全体を通じて、思いやりのある集団づくりを行い、全ての生徒に「いじめはあってはならない」ことの理解を促し、お互いの人格を尊重し、心の通う人間関係の構築に努める。そして全ての生徒がいじめを行わず、かつ、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、生徒がこれらの理解を深め、いじめの防止等の対策を行う。その対策では、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを最優先とし、学校、家庭、地域社会、その他の関係者の連携のもと、早期かつ的確な解決を目指す。

教育計画との関連

いじめ防止対策委員会

夢に向かって、前進 ～自律そして自立へ～

- いじめ防止の重要性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- 「松山市いじめ対応アクションプラン改訂版」等を活用し、校内研修の充実及び実践的指導力の向上を図る。
- 「生徒が自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」ことができ、それが具体的な態度や行動に現れるようにする。

<知>真実に学ぶ生徒

③ 表現する力を高める

- 確かな学力の定着
- 体験活動を取り入れたキャリア教育の推進
- 家庭学習の充実と読書習慣の確立

<徳>違いを認め合う生徒

⑥ 「思いやり、関わり合い」を大切に

- 道徳教育、人権・同和教育の充実
- 主体的に実践する生徒
- 会活動の活性化
- いじめ・不登校の防止と早期発見・早期対応

<徳>違いを認め合う生徒

⑥ 「心と体」を成長させる

- 健康安全に関する指導
- お互いが高めあう集団
- 持続可能なまちづくりの推進と地域貢献

校長

教頭

保護者

スクールカウンセラー

生徒指導主事

学年主任

学校関係者評価委員

教務主任

関係教員

小野交番連絡協議会

家庭に求めること

地域に求めること

- 子どもとの対話を大切にし、関わり合って子育てをしていきましょう。
- 自発的・自律的に行動を選択・実行し、多様な経験の積み重ねを大切にしましょう。
- 子どもを褒め、励まし、自信を付けさせましょう。
- 「子どもの様子が変だ」と思ったら、学校に相談し、協力して同歩調で取り組みましょう。
- けがや金品等の被害にあったら、学校(975-0988)や松山南署(958-0110)の関係機関に相談しましょう。
- 我が子が「いじめの側(加害者)」にならないように、話を聞いて聞かせましょう。

- 地域の大人が協力し合って、小野の子どもたちを育てていきましょう。

- 子どもたちは「小野の宝」です。地域の子どものよさや可能性を見付けて、褒めたり、励ましたりしましょう。

- いじめや何かに嫌がっている子どもがいたら、声を掛け、注意をして、保護者や学校に連絡しましょう。

生徒指導だよりやHPを通じて啓発

いじめの予防と早期発見

A～Oの項目を定期的にチェックする

月	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
	朝指導・登下校指導	安全点検日	教育相談 (フリースクール)	保護者来校の機会	学校関係者評価委員会	スクールカウンセラー	小野交番連絡協議会	生徒指導主事連絡協議会	巡回活動	非行防止主論文	支部懇談会	情報発信	生徒集会	あいさつ運動	ボランティア活動
4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

- A 教員が、通学路を歩き、点検と登校状況を把握し、朝の活動を見届ける。適時に登下校指導を行う。
- B 備品や掲示物等の点検を行い、より良い環境づくりに努める。
- C 文科省「いじめ防止対策推進法」、松山市「いじめアクションプラン改訂版」を参考に、いじめや被害調査を行う。その後に教育相談を行う。
- D 懇談会や参観日、学校行事への保護者の来校を促し、生徒の実態を感じてもらう。
- E 年2回、学校の取組や生徒の現況を説明し、評価並びに助言を得る。
- F 週1日のスクールカウンセラー来校を設定し、悩みの相談活動や心のケアを行う。
- G 年3回の校区内の関係諸機関代表者の会議で、校区の実態や情報交換を行う。
- H 生徒指導主事を中心に校内外の実態把握と情報交換を行う。また、各警察署や児童相談所等の関係機関との連携に努める。
- I 普段から登下校を見守り、夏休み中の校外や土曜夜市の巡回を行う。
- J 「人権」をテーマに、全校生徒が意見をまとめ作文を提出する。
- K 保護者及び校区在住の地域の方々と情報交換等を行う。
- L 「小野中だより」、「小野中だより 増刊号(生徒指導情報)」、ホームページ等で啓発をする。
- M 生徒が自立的に取り組む活動を計画し、生徒会活動の充実を図る。
- N 生徒会役員が中心となり、登校時に校門で挨拶運動を実施する。
- O お年寄りへのはがきの作成や、高齢者総合福祉施設の訪問などを行う。

いじめに対する対応

- ① 即動
その場でその行為を制止する。生徒や保護者からの訴えに真摯に耳を傾ける。
- ② 組織的な対応
「学年部→生徒指導主事→教頭→校長」の報告を速やかに行い、組織で対応できる体制を整える。
- ③ 生徒の声
「被害者・加害者・観衆・傍観者」の声を聴き、保護者との連携を図る。個々の生徒の状況に応じた指導を的確に行う。
- ④ あらゆる調査 → 教育相談へ
普段から生徒理解に努めるとともに、学校生活アンケートによる調査や聞き取りを行い、教育相談を行う。
- ⑤ 集団への働き掛け
いじめを根絶するという支持的風土と正義感を確立する。
- ⑥ ネットいじめ
関係諸機関と保護者に依頼し、協力して対応する。書き込みなどのネットマナーについて啓発する。

重大事態への措置

- ① 重大事態への対処
教育委員会に報告の上、学校に調査組織を設け、当該生徒及び保護者に情報を提供する。
- ② 加害者への指導及び保護者への啓発
いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、特別の指導(出席停止を含め)を行う。
- ③ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると判断したときは、松山南警察署と連携して対処する。

外部専門家

松山市教育委員会
松山市教育支援センター こども相談課
松山南警察署
県福祉総合支援センター
医療機関 法務局 弁護士等